

## 舞鶴市観光消費拡大集客イベント補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内外から多くの人が集うイベントの開催を支援することにより、舞鶴市内における観光消費の拡大に資するため、観光消費拡大集客イベントを開催するものに対し、補助金等の交付に関する規則(昭和50年規則第25号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で舞鶴市観光消費拡大集客イベント補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「観光消費拡大集客イベント」とは、次のいずれにも該当するイベントをいう。

- (1) 市内外から1万人以上の集客が見込まれること。
- (2) 舞鶴市内における観光消費の拡大に資するものであること。
- (3) 本市の広報に資するものであること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるもの(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げるもの(市税を滞納しているもの(第3号に掲げるものにあつては、その構成員が市税を滞納している場合を含む。))を除く。)とする。

- (1) 舞鶴市内に住所を有する者
- (2) 舞鶴市内に事業所を有する法人又は個人
- (3) 主として前2号に掲げる者で組織される団体

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、観光消費拡大集客イベントを開催する事業で市長が必要と認めるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する次に掲げる経費で市長が必要と認めるものとする。

- (1) 人件費
- (2) 報償費
- (3) 需用費
- (4) 役務費
- (5) 委託料
- (6) 使用料及賃借料
- (7) その他事業の実施に係る経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額に10分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、1,000万円を限度とする。

(交付申請)

第7条 規則第4条に規定する申請書は、舞鶴市観光消費拡大集客イベント補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請をするものは、補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金の額を補助対象経費の総額で除して得た率を乗じて得

た金額をいう。以下同じ。)がある場合においては、これを減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(舞鶴市公募型補助金等交付対象者選定委員会への諮問)

第8条 市長は、前条の規定による申請書等の提出があったときは、舞鶴市公募型補助金等交付対象者選定委員会条例(令和3年条例第19号)第1条に規定する舞鶴市公募型補助金等交付対象者選定委員会に補助対象者の選定に関する事項について諮問するものとする。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による諮問に対する答申を受けたときは、その答申を踏まえ、補助金の交付の可否を決定し、その結果を舞鶴市観光消費拡大集客イベント補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定を行うに当たっては、第7条第2項本文の規定により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額するものとする。

3 市長は、第7条第2項ただし書の規定による申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(変更申請等)

第10条 規則第8条に規定する変更の書類は、舞鶴市観光消費拡大集客イベント補助金変更承認申請書(様式第5号)によるものとし、第7条第1項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に変更を生じないもので、かつ、軽微な変更である場合については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、当該変更の承認の可否を決定し、その結果を舞鶴市観光消費拡大集客イベント補助金変更承認(不承認)通知書(様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。

(休止又は廃止の届出)

第11条 第9条の規定により補助金の交付の決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)を休止し、又は廃止しようとする場合は、舞鶴市観光消費拡大集客イベント補助金休止(廃止)届(様式第7号)を遅滞なく市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第12条に規定する実績報告書は、舞鶴市観光消費拡大集客イベント補助金実績報告書(様式第8号)によるものとし、次に掲げる書類を添えて、補助事業が完了した日から30日を経過する日又は交付の決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第9号)
- (2) 収支決算書(様式第10号)
- (3) 領収書の写しその他の支払が確認できる書類
- (4) 補助事業を実施したことが確認できる写真等
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 第7条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の報告を行うに当たり、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、これを交付決定額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 規則第13条第1項の規定による通知は、舞鶴市観光消費拡大集客イベント補助金額確定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、規則第15条第1項に定めるときのほか、補助事業者が補助事業を休止し、又は廃止したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第15条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたものに対し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補助金に係る消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税仕入控除税額確定報告書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合には、当該補助金に係る消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(経理書類の保管等)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経理を他の経理と明確に区分し適正に行うとともに、当該経理に係る帳簿及び証拠書類を、補助金の額の確定の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

(宛先) 舞鶴市長

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者名

電話番号  
(担当者名)

舞鶴市観光消費拡大集客イベント補助金交付申請書

舞鶴市観光消費拡大集客イベント補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 円

(注) 補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－補助金に係る消費税仕入控除税額＝補助金額

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第7条関係)

事業計画書

事業名	
事業の目的	
事業の内容及び実施方法	
事業の実施場所	
広報計画	
安全対策	
救護体制	
想定来場者数	
事業のスケジュール	
期待される効果(観光消費の拡大に係るもの)	
期待される効果(本市の広報に係るもの)	
その他特記事項	

様式第3号(第7条関係)

収支予算書

1 収入の部

科目	予算額	備考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	

2 支出の部

科目	予算額	備考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	

様式第4号(第9条関係)

舞鶴市指令第 号

様

舞鶴市観光消費拡大集客イベント補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました舞鶴市観光消費拡大集客イベント補助金については、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

舞鶴市長 印

交付  
交付決定額 金 円

不交付  
(不交付の理由)

様式第5号(第10条関係)

年 月 日

(宛先) 舞鶴市長

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者名

電話番号  
(担当者名)

舞鶴市観光消費拡大集客イベント補助金変更承認申請書

年 月 日付け舞鶴市指令第 号により交付決定を受けた事業について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

- 1 変更内容
- 2 変更理由
- 3 添付書類

様式第6号(第10条関係)

舞鶴市指令第 号

様

舞鶴市観光消費拡大集客イベント補助金変更承認(不承認)通知書

年 月 日付けで変更承認申請のありました舞鶴市観光消費拡大集客イベント補助金変更については、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

舞鶴市長

印

承認  
(承認内容)

不承認  
(不承認の理由)

様式第7号(第11条関係)

年 月 日

(宛先) 舞鶴市長

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者名

電話番号  
(担当者名)

舞鶴市観光消費拡大集客イベント補助金休止(廃止)届

年 月 日付け舞鶴市指令第 号により交付決定を受けた事業について、下記のとおり休止(廃止)したいので届け出ます。

記

休止(廃止)の理由

(宛先) 舞鶴市長

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者名

電話番号  
(担当者名)

舞鶴市観光消費拡大集客イベント補助金実績報告書

年 月 日付け舞鶴市指令第 号により交付決定を受けた舞鶴市観光消費拡大集客イベント補助金に係る事業について、下記のとおり実績を報告します。

記

1 精算額 円

(注) 補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－補助金に係る消費税仕入控除税額＝補助金額

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の写しその他の支払が確認できる書類
- (4) 補助事業を実施したことが確認できる写真等
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第9号(第12条関係)

事業報告書

事業名	
事業の目的	
事業の内容及び実施方法	
事業の実施場所	
安全対策	
救護体制	
来場者数	
事業のスケジュール	
事業の効果(観光消費の拡大に係るもの)	
事業の効果(本市の広報に係るもの)	
今後の展望	
その他特記事項	

様式第10号(第12条関係)

収支決算書

1 収入の部

科目	決算額	備考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	

2 支出の部

科目	決算額	備考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	

様式第11号(第13条関係)

第 号  
年 月 日

様

舞鶴市長

印

舞鶴市観光消費拡大集客イベント補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました舞鶴市観光消費拡大集客イベント補助金について、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

補助金確定額 金 円

(宛先) 舞鶴市長

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者名

電話番号  
(担当者名)

消費税仕入控除税額確定報告書

舞鶴市観光消費拡大集客イベント補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額(交付要綱第13条による額の確定額)  
円
- 2 補助金の額の確定時における補助金に係る消費税仕入控除税額  
円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額  
円
- 4 補助金返還相当額(3-2)  
円

(注1) 別紙として積算の内訳を添付すること。

(注2) 記載内容を確認するための書類(消費税及び地方消費税の確定申告書の写し、課税売上割合が確認できる資料等)を添付すること。